

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日)
の翌日は、そ
の翌日

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更(市町村振興課)
字の区域の変更等()
青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)
国土調査の成果の認証(農村整備課)
基本測量の実施(二件)(管理課)
公共測量の終了()
出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)
- ◇ 選 管 告 示 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等
- ◇ 公 告 調理師試験の実施(健康対策課)
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇ 關 達 公 告 随意契約の相手方の決定(二件)(管理課)
- ◇ 雜 報 平成十一年度宅地建物取引主任者資格試験の実施(住宅課)

告 示

鳥取県告示第三百八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、八

東町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、八東町(大字重枝及び大字北山の全部並びに大字富枝及び大字南の各一部)の地籍図及び地籍簿の国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成十一年六月四日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成七年十二月一日現在の地番による。)
大字北山字野々前	大字北山字野々前のうち二一の三、二二の二から二二の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北山字上前田	大字北山字野々前二一の三、二二の二から二二の四まで及びこれらと一体をなす国有地 大字北山字上前田の全域
大字北山字新上寺二七〇の二、二七一の三、二七一の四	大字北山字大井手端の全域
大字北山字大井手端	大字北山字上前田三六、三八の二及びこれらと一体をなす国有地
大字北山字上向田	大字北山字上向田のうち三六、三八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北山字下向田	大字北山字下向田のうち八〇の二、八〇の三、八一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北山字上柳縄手	大字北山字上柳縄手の全域
大字北山字下柳縄手	大字北山字下柳縄手五七の六、五八の五、五九の四、七三の二 大字北山字下柳縄手のうち五七の六、五七の一五、五八の五、五九の四、五九の九、六一の二、六二の一九、六九の二、六九の三、七三の二以外の区域
大字北山字下柳縄手	大字北山字下柳縄手五七の六、五八の五、五九の四、七三の二 大字北山字下柳縄手のうち五七の六、五七の一五、五八の五、五九の四、五九の九、六一の二、六二の一九、六九の二、六九の三、七三の二以外の区域
	大字北山字榎ヶ坪九四の一、九五の一及びこれらと一体をなす国有地

大字北山字手前大畔	大字北山字下向田八〇の二、八〇の三、八一の三及びこれらと一体をなす国有地 大字北山字下柳繩手六二の二、六二の一九、六九の二、六九の三 大字北山字手前大畔のうち八五の六、八五の二、八六の六、八六の四、八六の二以外の区域
大字北山字向大畔	大字北山字下柳繩手五七の二、五九の九 大字北山字向大畔のうち八八の二、八八の三、八九の二から八九の五まで、八九の七、九〇の二から九〇の六まで、九一の三、九一の八、九一の九、九一の二以外の区域 大字北山字榎ヶ坪九四の二、九五の三及びこれらと一体をなす国有地
大字北山字山根	大字北山字手前大畔八五の六、八五の二、八六の二から八六の四まで、八七の二 大字北山字向大畔八八の二、八八の三、八九の二から八九の五まで、八九の七、九〇の二から九〇の六まで、九一の三、九一の八、九一の九、九一の二 大字北山字山根の全域 大字北山字大坪田二二〇の二、二二〇の五、二二二の二、二二二の四、二二二の五、二二二の八、二二二の九、二二二の二〇、二二二の二一、二二二の二二、二二二の二七、二二二の二八、二二二の二九から二二二の四一まで、二二三の二、二二三の三から二二三の六まで、二二四の二、二二四の三、二二五、二二六の二から二二六の三まで、二二七の二から二二七の四まで及びこれらと一体をなす国有地 大字北山字一ツ山二二三の五
大字北山字大坪田	大字北山字大坪田のうち二二〇の二、二二〇の五、二二二の二、二二二の三、二二二の四、二二二の五、二二二の六、二二二の七、二二二の八、二二二の九、二二二の二〇、二二二の二一、二二二の二二、二二二の二七、二二二の二八、二二二の二九から二二二の四一まで、二二三の二、二二三の三から二二三の六まで、二二四の二、二二四の三、二二五、二二六の二から二二六の三まで、二二七の二から二二七の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北山字下前田	大字北山字下前田のうち、一九九の三、一九九の四、二〇一の六、二〇五の二から二〇五の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北山字榎ヶ坪	大字北山字榎ヶ坪のうち九四の二、九五の二、九五の三、九六の八、九六の九、九六の二、九六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北山字上通田	大字北山字榎ヶ坪九六の八、九六の九、九六の二、九六の三 大字北山字上通田のうち一〇二の二、一〇三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北山字下通田	大字北山字上通田一〇二の二、一〇三の二及びこれらと一体をなす国有地 大字北山字下通田の全域
大字北山字一ツ山	大字北山字一ツ山のうち二二三の四、二二三の五、二二五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字北山字中前田	大字北山字一ツ山二二三の四、二二五の二及びこれらと一体をなす国有地 大字北山字中前田の全域
大字北山字新上寺	大字北山字新上寺のうち二六九の三、二六九の四、二七〇の二、二七一の三、二七一の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二六七の二、二六七の三、二六九の二と一体をなす国有地以外の区域
大字北山字空西村	大字北山字下前田一九九の三、一九九の四、二〇一の六及びこれらと一体をなす国有地 大字北山字空西村のうち四四四の三、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字北山字上西村	大字北山字空西村四四四の三、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地 大字北山字上西村の全域
大字北山字戌尾谷	大字北山字戌尾谷のうち五〇四の四、五〇五の二以外の区域
大字北山字下西村	大字北山字戌尾谷五〇四の四、五〇五の二 大字北山字下西村の全域
大字北山字荒神谷	大字北山字荒神谷五〇一の二、五〇二の三、五〇二の四 大字北山字荒神谷のうち五〇一の二、五〇二の三、五〇二の四以外の区域
大字富枝字古土居	大字富枝字古土居の全域 大字富枝字下土居屋敷四四の三及びこれと一体をなす国有地並びに四四の二、四五と一体をなす国有地の一部
大字富枝字下土居屋敷	大字富枝字下土居屋敷のうち四四の三及びこれと一体をなす国有地並びに四四の二、四五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字富枝字下小井出	大字富枝字下小井出のうち一四四の二、一四五の二、一四六の三、一五二の二、一五三の三、一五三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字富枝字上土居屋敷	大字富枝字下小井出一四四の二、一四五の二、一四六の三 大字富枝字上土居屋敷の全域
大字富枝字小ノ田	大字富枝字下小井出一五二の二、一五三の三、一五三の四及びこれらと一体をなす国有地 大字富枝字小ノ田の全域
大字富枝字大道端	大字富枝字大道端のうち二七九、二八二の二、二八二の三、二八二の五、二八二の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字富枝字揚佐	大字富枝字大道端二八二の三 大字富枝字揚佐の全域
大字富枝字下向土居	大字富枝字大道端二七九、二八二の二、二八二の五、二八二の六及びこれらと一体をなす国有地 大字富枝字下向土居の全域

大字富枝字上向土居	大字富枝字上向土居四五五の一
大字富枝字上山根	大字富枝字上山根のうち四五五の一以外の区域
大字富枝字下山根	大字富枝字下山根の全域
大字富枝字大石垣	大字富枝字下山根の三から五五三の五まで 大字富枝字大石垣の全域
大字富枝字天神河原	大字富枝字上山五六五の二、五六五の三 大字富枝字三治山五六六の二、五六六の三
大字富枝字天神河原	大字富枝字天神河原の全域 大字富枝字三治山五七三の二から五七三の六まで、五七四の二から五七四の五まで
大字富枝字向山	大字富枝字向山のうち五五三の三から五五三の五まで、五六五の二、五六五の三以外の区域
大字富枝字三治山	大字富枝字三治山のうち五六六の二、五六六の三、五七三の二から五七三の六まで、五七四の二から五七四の五まで以外の区域

鳥取県告示第三百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、淀江町（大字高井谷、大字稲吉、大字中西尾、大字富繁、大字西尾原、大字福井、大字福頼、大字西原及び大字淀江の各一部）の地籍図及び地籍簿の国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成十一年六月四日

鳥取県知事 片 山 善 博

大字淀江字六反田	大字淀江字上梶免	大字淀江字井手勝	大字淀江字莊境	大字淀江字井手口	大字淀江字腰巻	大字淀江字上雨造	大字淀江字下雨造		区域を変更する字の名称
大字淀江字六反田のうち九七の二、九八の二、九九の二、一〇〇の二、一〇一の二、一〇二の二及びこれらと一体をなす国有地	大字淀江字上梶免のうち三〇の一、三〇の三以外の区域	大字淀江字井手口のうち二の七二、二の七三、二の一四二と一体をなす国有地の一部	大字淀江字莊境の全域 大字淀江字ソリ田一〇五二	大字淀江字井手口のうち一四一及びこれと一体をなす国有地 大字淀江字井手口のうち二の一五四、二ノ一五五及びこれらと一体をなす国有地並びに二の七二、二の七三、二の一四二と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字淀江字腰巻のうち四〇の三、四一の三、四二の二、四三の三、四四の三、四五の三、四六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字淀江字上雨造のうち一五四、二の一五五及びこれらと一体をなす国有地	大字淀江字下雨造の全域 大字淀江字六反田九七の二、九八の二、九九の二、一〇〇の二、一〇一の二、一〇二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字淀江字中溝一七三の二、一七四の二、一八〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一七九の一と一体をなす国有地の一部		同上の区域（平成十一年二月一日現在の地番による。）

大字高井谷字村屋敷	大字高井谷字道ノ上	大字高井谷字若宮	大字高井谷字泉川	大字高井谷字宮ノ前	大字淀江字神明	大字淀江字井尻	大字淀江字ソリ田	大字淀江字中溝	地以外の区域
大字高井谷字村屋敷のうち一八三の二、一九〇の四、二〇三の三、二〇三の四、二〇四、二〇五の五から二〇五の五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一七四、一七四の一、一九七から二〇〇までと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高井谷字下昆沙門平二六六の一、二六七の八、二六七の九、二六八の一、二七一の四、二七一の五、二七一の一四及びこ	大字高井谷字道ノ上の全域 大字高井谷字泉川八一の二及びこれと一体をなす国有地並びに八一の一、二九八と一体をなす国有地の一部	大字高井谷字若宮の全域 大字高井谷字西美谷二七六の五、二七六の六、二七七	大字高井谷字泉川のうち八一の二及びこれと一体をなす国有地並びに八一の一、二九八と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高井谷字村屋敷一七四、一七四の一、一九七から二〇〇までと一体をなす国有地の一部	大字高井谷字宮ノ前のうち二、三、一六の三、一八の二、一九の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字淀江字神明のうち三五九の二、三五九の三、三六〇の二、三六〇の三、三六二の四、三六二の五、三六二の七及びこれらと一体をなす国有地	大字淀江字井尻の全域 大字淀江字神明三五九の二、三五九の二、三六〇の二、三六〇の三、三六二の四、三六二の五、三六二の七及びこれらと一体をなす国有地	大字淀江字ソリ田のうち一〇五二以外の区域	大字淀江字中溝のうち一七三の二、一七四の二、一八〇の二に及びこれらと一体をなす国有地並びに一七九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域	

大字高井谷字清水ノ上	大字高井谷字村屋敷一九〇の四、二〇三の三、二〇三の四、二〇四及びこれらと一体をなす国有地 大字高井谷字清水ノ上の全域
大字高井谷字宮ノ上	大字高井谷字宮ノ前二、三、一六の三、一八の二、一九の四及びこれらと一体をなす国有地 大字高井谷字宮ノ上の全域
大字高井谷字下昆沙門平	大字高井谷字村屋敷一八三の二、二〇五の二から二〇五の五まで 大字高井谷字下昆沙門平のうち二六六の一、二六七の八、二六七の九、二六八の一、二七一の四、二七一の五、二七一の一四、二七二の二から二七二の六まで、二七三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字高井谷字東美谷二七四の二及びこれと一体をなす国有地
大字高井谷字東美谷	大字高井谷字下昆沙門平二七二の三、二七二の四、二七二の六、二七三 大字高井谷字東美谷のうち二七四の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字高井谷字西美谷	大字高井谷字西美谷のうち二七六の二、二七六の五、二七六の六、二七七以外の区域
大字中西尾字河原田	大字中西尾字河原田のうち四八八の二、四八九以外の区域
大字中西尾字東藪越	大字中西尾字東藪越のうち七四内第一、七五の二、九五の二、九六の三から九六の五まで、九七の二、一〇〇の四、一〇〇の五、一〇二の一及びこれらと一体をなす国有地並びに七四の三、七四の四、一〇〇の一、一〇〇内第二、一〇一、一〇二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字中西尾字左原一〇四の五、一〇四の六 大字中西尾字西藪越一九六の一、一九六の三及びこれらと一体をなす国有地
大字中西尾字左原	大字中西尾字河原田四八八の二、四八九 大字中西尾字東藪越七四内第一、七五の二、九七の二、一〇〇の四、一〇〇の五、一〇二の一及びこれらと一体をなす国有地

大字中西尾字坪井谷	並びに七四の三、七四の四、一〇〇の一、一〇〇内第二、一〇一、一〇二と一体をなす国有地の一部 大字中西尾字左原のうち一〇四の五、一〇四の六及び一三四と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字中西尾字東藪越	大字中西尾字東藪越九五の二、九六の三から九六の五まで 大字中西尾字左原一三四と一体をなす国有地の一部 大字中西尾字坪井谷のうち一九一の三から一九一の六まで、一九一の八、一九一の九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外 の区域
大字中西尾字村屋敷	大字中西尾字村屋敷二五二の三 大字中西尾字上野原二八九、二九〇の二、二九一の二、二九三の二、二九四の二、二九五の二、二九六の二、三二六の二、三一六の三及びこれらと一体をなす国有地 大字中西尾字山坪井谷三六〇の一、三六一の一、三六二の一、三六二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字中西尾字山左原三六三の二、三六三の三、三六八の三、三六八の四、三六八の七
大字中西尾字西藪越	大字中西尾字西藪越のうち一九六の一、一九六の三、二〇七の一から二〇七の三まで、二〇八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字中西尾字塚田二一五の三、二二三の三、二二三の四、二二四の四
大字中西尾字村屋敷	大字中西尾字村屋敷二二五、二二五の一と一体をなす国有地の一部
大字中西尾字塚田	大字中西尾字塚田のうち二二五の三、二二三の三、二二三の四、二二四の四及び二二四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字富繁字塚田	大字富繁字塚田一〇四の一、一〇六の七、二六三、二六四
大字富繁字井手挾	大字富繁字井手挾一一五の五及びこれと一体をなす国有地
大字中西尾字坪井谷	大字中西尾字坪井谷一九一の三から一九一の六まで、一九一の八、一九一の九及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字中西尾字西藪越二〇七の二から二〇七の三まで、二〇八の二 大字中西尾字村屋敷のうち二五二の三及び二二五、二二五の一

大字中西尾字上野原	と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字富繁字塚田一〇〇、一〇一、一〇三、一〇三の四、一〇四の四と一体をなす国有地の一部
大字中西尾字山坪井谷	大字中西尾字上野原のうち二八九、二九〇の二、二九一の二、二九三の二、二九四の二、二九五の二、二九六の二、三二六の二、三二六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字西尾原字江原二五四の三
大字中西尾字山左原	大字中西尾字山坪井谷のうち三六〇の一、三六一の一、三六二の一、三六二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字中西尾字山左原のうち三六三の二、三六三の三、三六八の三、三六八の四、三六八の七以外の区域
大字西尾原字江原	大字西尾原字江原のうち二五四の三以外の区域
大字富繁字村上屋敷	大字富繁字村上屋敷の全域 大字富繁字江原二四の二、二五の六、二五の七、二六及びこれらと一体をなす国有地
大字富繁字江原	大字富繁字江原のうち二四の二、二五の六、二五の七、二六及びこれらと一体をなす国有地並びに二五の一、二七、二八の二、二八の三、二八の五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字富繁字鷹ヶ平	大字富繁字江原二五の一、二七、二八の二、二八の三、二八の五と一体をなす国有地の一部 大字富繁字鷹ヶ平のうち五一の四、五二の一、五二の二、五二の六、五二の八及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五一の二、五二の七と一体をなす国有地の一部
大字富繁字蝸牛	大字富繁字蝸牛のうち五三の一、五三の二、五三の五、五三の六、五四の一、六七の三、六八の一から六八の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五四の二、五五の二と一体をなす国有地以外の区域 大字富繁字加納殿前六九の六、六九の七、七一の二、七一の三及びこれらと一体をなす国有地
大字富繁字加納殿前	大字富繁字加納殿前のうち六九の四から六九の七まで、七〇の四、七一の二、七一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇の三、七三内第一、七三の四、七四内第一、七八内第一、七八の四と一体をなす国有地以外の区域
大字富繁字塚田	大字富繁字塚田のうち一〇四の一、一〇六の七、二六三、二六四及び一〇〇、一〇一、一〇三、一〇三の四、一〇四の四と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字富繁字井手挾三三二の三から三三二の五まで、三三四の一から三三四の七まで
大字富繁字井手挾	大字中西尾字塚田二二四の二と一体をなす国有地の一部 大字富繁字井手挾のうち一一五の五、三三二の三から三三二の五まで、三三四の一から三三四の七まで及びこれらと一体となす国有地以外の区域
大字富繁字渡り上里	大字富繁字渡り上里のうち三七五と一体をなす国有地以外の区域
大字富繁字一町田	大字富繁字渡り上里三七五と一体をなす国有地の一部 大字富繁字一町田の全域
大字富繁字五反田	大字富繁字渡り上里三七五と一体をなす国有地の一部 大字富繁字五反田の全域
大字富繁字村上屋敷	大字富繁字蝸牛五三の一、五三の二、五三の五、五三の六、五四の一、六七の三、六八の一から六八の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五四の二、五五の二と一体をなす国有地 大字富繁字加納殿前六九の四、六九の五、七〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇の三、七三内第一、七三の四、七四内第一、七八内第一、七八の四と一体をなす国有地 大字富繁字村上屋敷の全域 大字富繁字山ノ上二五七の一部
大字富繁字西前	大字富繁字西前のうち二二一以外の区域 大字富繁字下場二四三の二 大字福頼字西前二二七の一、二二七の二、二二八の一、二二八の二、二三五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二六の二と一体をなす国有地の一部

大字富繁字下場	大字富繁字下場のうち二四三の二、二四四の三、二四四の四以外の区域
大字富繁字山ノ上	大字富繁字西前二二一 大字富繁字下場二四四の三、二四四の四 大字富繁字ホリ越の全域 大字富繁字山ノ上のうち二五七の一部以外の区域
大字福井字金丸	大字福井字金丸のうち二八八と一体をなす国有地以外の区域
大字福井字上行田免	大字淀江字上梶免三〇の一、三〇の三 大字福井字上行田免の全域
大字福井字小沢	大字福井字金丸二八八と一体をなす国有地 大字福井字小沢の全域
大字福井字池端	大字福井字池端のうち二〇五、二〇六、二〇七の一、二〇七の二、二〇九、二一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字福井字平ノ前二一、二三、二〇の二、二〇の三、二一の一から二一の三までと一体をなす国有地の一部
大字福井字村上屋敷	大字福井字池端二〇五、二〇六、二〇七の一、二〇七の二、二〇九、二一〇と一体をなす国有地の一部 大字福井字村上屋敷の全域
大字福井字平ノ前四の二、四の四、五、一一と一体をなす国有地の一部	
大字福井字村下屋敷	大字福井字村下屋敷の全域
大字福井字東畑ケ谷	大字福井字東畑ケ谷二六八の一、二六九の二
大字福井字東畑ケ谷のうち二六八の一、二六九の二以外の区域	
大字福頼字平ノ前	大字福頼字平ノ前のうち四の二、四の四、五、一一から一三まで、二〇の二、二〇の三、二一の一から二一の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字福頼字山崎二七の一から二七の三までと一体をなす国有地の一部
大字福頼字山崎	大字福頼字山崎のうち二七の一から二七の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字福頼字西前		大字福頼字西前のうち二二七の一、二二七の二、二二八の一、二二八の二、二三五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域	
廃止する字の名称		大字富繁字ホリ越	
<p>鳥取県告示第百八十五号</p> <p>鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>平成十一年六月四日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県知事 片 山 善 博</p>			
指定番号	種 別	図 書	類 別
6221	雑誌その他刊行物	Bejean [ベージュン] 2 1999 Vol. 64	雑誌 17645-2 英知出版
6222	〃	Beppin-School NO. 91 1999 2月号	雑誌 07971-02 英知出版
6223	〃	マガジン通信 VOL. 1	雑誌 64163-27 和出版
6224	〃	S PARK [スパーク] 1998 12月号	雑誌コード 03365-12 コアマガジン
6225	〃	Street SUGAR 1999 3月号 VOL. 185.	雑誌 04167-03 株式会社出版
6226	〃	NG エヌ・ジー 1999 6月号 VOL. 6	雑誌 11985-6 有限会社セントラル出版

6227	〃	OKay! オークイ! 1999. 3 VOL. 37	雑誌 12137-3	株式三社 東京三社社
6228	〃	オレンジ通信 1999 3月号 NO. 207	雑誌 02189-3	株式三社 東京三社社
6229	〃	チヨベリダ. // 1999 1	雑誌 06143-1	株式三社 東京三社社
6230	〃	熱写ボーイ1999 3月号 NO. 102	雑誌コーポ 07055-3	株式三社 東京三社社
6231	〃	カメラ天国1999 3月号VOL.117 コミックBOY 3月増刊号	雑誌 13724-3	株式三社 日本出版社
6232	〃	ギヤルコレ NO. 4 2月増刊号 コンバットコミック 3月増刊号	雑誌コーポ 13832-3	株式三社 日本出版社
6233	〃	放課後デザート VOL. 11 レモンクラブ 3月増刊号	雑誌 09698-3	株式三社 日本出版社
6234	〃	超天然素人娘 2月号 VOL. 51	雑誌 16217-2	株式三社 雄株出版社
6235	〃	Cream 1999 2月号 NO. 79	雑誌 13267-2	株式三社 ライオン出版社
6236	〃	スナイパープレイナム VOL. 3	雑誌 なし	株式三社 ライオン出版社
6237	録画テープ	12人の美人オアシスレディ スカートの奥の性事情	SL-03	株式三社 スタータート
6238	〃	激生リッパ	LI-03	株式三社 ビデオフリーク
6239	〃	1999姫初め	RM-009	株式三社 リッパマンク
6240	〃	姉と弟 近親相姦	なし	株式三社 不明

鳥取県告示第三百八十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年六月四日

鳥取県知事 片山善博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八東町	平成六年度から平成十年度まで	八東町（大字重枝及び大字北山の全部並びに大字富枝及び大字南の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡八東町大字重枝及び大字北山の全部並びに大字富枝及び大字南の各一部	平成十一年六月四日
淀江町	平成八年度から平成十年度まで	淀江町（大字高井谷、大字稲吉、大字中西尾、大字富繁、大字西尾、大字福井、大字福頼、大字西原及び大字淀江の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡淀江町大字高井谷、大字稲吉、大字中西尾、大字富繁、大字西尾原、大字福井、大字福頼、大字西原及び大字淀江の各一部	〃

鳥取県告示第三百八十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次とおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年六月四日

鳥取県知事 片山善博

- 一 作業種類 基本測量（日本列島精密測地網高精度三次元測量）
- 二 作業期間 平成十一年五月十七日から同年十一月三十日まで
- 三 作業地域 鳥取市、倉吉市、米子市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町、東伯郡羽合町、泊村、東郷町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町並びに西伯郡日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町

鳥取県告示第三百八十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次とおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年六月四日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 作業種類 基本測量（空間データ基盤作成）
- 二 作業期間 平成十一年六月一日から平成十二年三月三十一日まで
- 三 作業地域 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、岩美郡国府町及び岩美町、八頭郡新家町、船岡町、河原町、若桜町及び智頭町、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町、東伯郡羽合町、東郷町、三朝町、関金町、東伯町及び赤碕町並びに西伯郡日吉津村及び淀江町

鳥取県告示第三百八十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、淀江町長から次とおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十一年六月四日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 作業種類 公共測量（公共下水道現況図作成）
- 二 作業地域 西伯郡淀江町大字佐陀、大字西原、大字淀江及び大字今津地内
- 三 終了年月日 平成十一年三月二十五日

鳥取県告示第三百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成十一年六月四日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 委任させた事務 次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
「こどもの四季コンサートスペシャル」	平成十一年七月十四日	米子市文化ホール

- 二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主幹 藤田 淑人

- 三 委任期間

平成十一年六月二日から同年七月十五日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

鳥取県の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十一年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	九、六八七
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一六一、四四〇
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三七、六六八
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三五、八九一
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、一七三
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	九、九一五
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、九二二
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、七九六
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇七五
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一八、一一三
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、九二七

日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、九六一

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

平成11年6月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（調理師法附則第3項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

2 試験の日時

平成11年9月7日（火）午前8時50分から正午まで

3 試験の場所

次の各試験会場のうち、受験者の希望する試験場

鳥取会場	鳥取県庁講堂（鳥取市東町一丁目220）
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所大会議室（倉吉市東蔵城町2）
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂（米子市鞆町一丁目160）

4 試験科目及び実施方法

次の科目からそれぞれ四肢択一式により出題する。

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学 (5) 食品衛生学

<p>(6) 調理理論 (7) 食文化概論</p> <p>5 受験手続</p> <p>(1) 書類の提出先</p> <p>ア 県内居住者 最寄りの保健所又は保健所支所</p> <p>イ 県外居住者 受験希望を管轄する保健所</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア 受験願書 (所定の様式によること。)</p> <p>イ 中学校以上の学校の卒業証明書又は卒業証書の写し (卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍抄本を添付すること。)</p> <p>ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類 (所定の様式によること。)</p> <p>エ 写真 (出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)</p> <p>(3) 受験に関する書類の提出期間</p> <p>平成11年7月16日(金) から同月23日(金) までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和33年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>なお、郵送の場合は、平成11年7月23日(金) までの消印のあるものを有効とする。</p> <p>6 受験手数料及びその納入方法</p> <p>(1) 受験手数料 6,100円</p> <p>(2) 納入方法</p> <p>(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 合格者の発表は、原則として試験後21日以内に各保健所及び各保健所支所において合格者の受験番号を掲示して行う。</p> <p>なお、合格者には、受験願書を提出した保健所又は保健所支所で合格証書を交付</p>	<p>する。</p> <p>(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。</p> <p>(3) 受験の詳細については、鳥取市東町一丁目220鳥取県福祉保健部健康対策課又は最寄りの保健所若しくは保健所支所に問い合わせること。</p> <p>問い合わせ先電話番号は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> • 健康対策課 (0857-26-7194) • 鳥取保健所 (0857-22-5162) • 倉吉保健所 (0858-23-3149) • 米子保健所 (0859-31-9320) • 鳥取保健所郡家支所 (0858-72-0132) • 米子保健所根雨支所 (0859-72-0041) <p>銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。</p> <p>平成11年6月4日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県公安委員会委員長 上 田 務</p> <p>1 講習の種別及び受講対象者</p> <p>(1) 初心者講習</p> <p>鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。</p> <p>(2) 経験者講習</p> <p>鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。</p> <p>ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者</p> <p>イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定する者</p>
--	--

2 開催の日時及び場所

種別 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成11年7月7日 午前10時00分から 午後4時30分まで	米子市糀町一丁目151 鳥取県米子警察署	倉吉、八橋、米子、境港、 溝口、黒坂の各警察署の管 内に居住する者
経験者講習	平成11年7月13日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋各警察署 の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,600円

イ 経験者講習 2,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書には

り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品
筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年6月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

(1) 調達件名及び数量 電子計算装置（TCAP）の賃貸借及び保守 一式

(2) 契 約 方 式 随意契約

(3) 契 約 日 平成11年4月1日

(4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220

(5) 契 約 価 格 60,458,055円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

(7) 契約事務担当部局の 鳥取県土木部管理課
名 称 及 び 所 在 地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成11年 6月 4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- (1) 調達件名及び数量 工事進行管理システムの貸借及び保守 一式
- (2) 契 約 方 式 随意契約
- (3) 契 約 日 平成11年 4月 1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- (5) 契 約 価 格 43,740,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- (7) 契約事務担当部局の 鳥取県土木部管理課
名 称 及 び 所 在 地 鳥取市東町一丁目220

雑 報

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成11年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成11年 6月 4日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 河 野 正 三

1 試験の日時 平成11年10月17日（日）午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により試験の一部の免除を受ける者（以下「指定講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所 鳥取市湖山町北二丁目401 鳥取県立鳥取商業高等学校

3 試験の内容

おおむねの事項について、平成11年4月1日に施行されている法令により行う。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の権限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、指定講習修了者については、ア及びオに掲げる事項に関する試験を免除する。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 4肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、指定講習修了者については、45問とする。

5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 試験案内及び受験申込書の配布

(1) 配布期間 平成11年7月5日（月）から同月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とする。

(2) 配布場所 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部並びに鳥取県土木部住宅課並びに鳥取、倉吉及び米子の各土木事務所建築住宅課

7 受験手数料及び納付方法

- (1) 受験手数料 7,000円
- (2) 納付方法 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと。この場合振込手数料は、本人負担とする。

8 受験申込

- (1) 申込期間及び時間 平成11年7月26日(月)から同月30日(金)までの午前9時30分から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。なお、郵送による場合は、平成11年7月30日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (2) 申込場所

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部	鳥取市川端二丁目125 鳥取県不動産会館1階
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会中部支部	倉吉市東蔵城町120-2 ヨコジョウビル3階
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	米子市目久美町34-17

郵送による場合は、社団法人鳥取県宅地建物取引業協会(鳥取市川端二丁目125鳥取県不動産会館2階)に、簡易書留郵便又は配達記録郵便で送付すること。

(3) 提出種類

- ア 受験申込書(裏面に、受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)
- イ 写真1葉(受験申込前6ヵ月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5cmから5cmまで、横3.5cmから5cmまでの間の大きさのもの)
- ウ 指定講習修了者については、講習終了者証(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。)

9 合格発表

- (1) 発表の期日 平成11年12月1日(木)
- (2) 発表の方法 鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎並びに8の(2)の申込場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人へ合格証書を送付する。
- 10 試験に関する問い合わせ先 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会